

【J M R C 関東神奈川支部ジムカーナ部会規約】

2000年 9月27日制定

2003年 8月19日改定

2003年 9月 1日施行

2007年10月 1日改定

2008年 1月 1日施行

神奈川県に所在し、ジムカーナに携わるクラブ・団体及び個人は、本部会を通じて行動し、他地域との協和による成果とスポーツによる恵沢を確保し、自由・自主・自治を基本の理念として、本規約を定める。

第1章 総則

第1条 名称

本部会はJ M R C 関東神奈川支部ジムカーナ部会（以下神奈川ジムカーナ部会）と云う。

第2条 所在地

神奈川ジムカーナ部会の本部及び事務局は神奈川県内に置く。

第3条 目的

神奈川ジムカーナ部会は、神奈川県に所在し、ジムカーナに携わるクラブ・団体及び個人間の融和を図る事を基本とし、J M R C 関東地域クラブ協議会（以下J M R C 関東と云う）の下に他地区との融和も図り、J A F モータースポーツ機構との関連のもとに、神奈川県におけるモータースポーツの発展を基本とし、全てのモータースポーツの振興に寄与することを目的とする。

第2章 活動

第4条 活動

神奈川ジムカーナ部会は、第3条の目的を達成するため、次の掲げる活動を行う。

1. 神奈川ジムカーナシリーズ戦の開催運営に関わる活動。
2. 第5条で定める神奈川県内のクラブ・団体・モータースポーツ愛好者及び他地域のクラブ・団体・モータースポーツ愛好者間の交流と調整。
3. 第3条の目的達成に必要な活動。
4. J M R C 関東に関わる競技会の運営活動。
5. J A F モータースポーツ機構との関連のもとに行われる地域問題の解決。

第3章 組織

第5条 構成

神奈川ジムカーナ部会は、神奈川県内のJ M R C 関東に所属するクラブ・団体及びモータースポーツ愛好者をもって構成する。

第6条 運営

神奈川ジムカーナ部会は、運営委員会及び運営部会によって運営される。

第7条 役員および定数

神奈川ジムカーナ部会は次の役員を置くことを基本とする。

1. 部会長 1名
2. 副部会長 1名
3. 監事 1名

- 4. 運営委員 12名以内(部会長、副部会長、監事も含む)
- 5. 運営部会員 下記第8条4の通りとする。

第8条 役員の選出

役員の選出は次によって行う。

- 1. 部会長は、運営委員会でオーガナイザーの代表の中から互選され、運営部会にて承認され決定する。
- 2. 副部会長および監事は、運営委員の中から会長が指名し、運営委員会の承認を得る。ただし、該当者がいない場合は選出されない場合もある。
- 3. 運営委員は当該年度の神奈川ジムカーナシリーズをオーガナイズする各クラブの代表もしくは会長(副会長も含む)が自動的に選出される。
- 4. 運営部会員は、運営委員会の全委員をはじめとし、神奈川県内においてジムカーナに携わるクラブ・団体及び個人全てが自動的に選出される。

第9条 役員の職務

- 1. 部会長は神奈川ジムカーナ部会を代表するとともに、運営委員会の委員長及び運営部会の部会長を兼ねる。
- 2. 副部会長は、部会長の定めるところにより、部会長の補佐と、部会長に事故あるとき、または部会長欠員のとき、その役務を代行する。
副部会長は運営委員会の副委員長及び運営部会の副部会長を兼ねる。
- 3. 運営委員は、運営委員会を組織し、会務を総理する。
- 4. 監事は、資産の状況および会務執行の状況を監査し、それらに不正の廉あることを発見したときは、運営委員会にこれを報告し、討議を依頼する。
- 5. 運営部会員は運営部会を組織し、神奈川ジムカーナ部会の目的達成の為に活動する。

第10条 役員の任期

- 1. 役員の任期は1年とする。ただし、重任を妨げない。
- 2. 補充、または増員によって就任した役員の任期は、他の同職の役員の任期と同時に終了する。
- 3. 役員は、任期終了後も、後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行うものとする。

第11条 解任

- 1. 役員として不適当と認められる事由が生じたとき、部会長は運営委員会の決議に基づき、その当該役員を解任することが出来る。
- 2. 部会長として不適当と認められる事由が生じたとき、副部会長が一時的に部会長代理となり、運営委員会の決議に基づき、部会長を解任することが出来る。

第4章 会議

第12条 会議

会議は次の通りとする。

- 1. 総 会 年間最少1回開催。
- 2. 運営委員会 年間最少2回開催。
- 3. 運営部会 部会長が必要と認めた場合随時開催。
- 4. オーガナイザー会議 部会長が必要と認めた場合随時開催。

第13条 総会

総会は部会長が召集し、部会長または部会長指名の代理人が議長となる。

第14条 運営委員会・オーガナイザー会議

1. 運営委員会・オーガナイザー会議は部会長が召集し、部会長または部会長指名の代理人が議長となる。
2. 運営委員会は総会、運営部会およびオーガナイザー会議等で討議、議決された内容に関しての最終議決機関である。
3. オーガナイザー会議は、当該年度主催各クラブの代表者もしくは会長（副会長を含む）の2名までで構成される。

第15条 運営委員会・オーガナイザー会議の議決

1. 運営委員会・オーガナイザー会議は委任状を含めて過半数の出席により成立し、出席委員・出席代表者・出席会長（副会長を含む）の過半数で決する。（1オーガナイザーに対して1議決権数とする）
2. 可否同数の場合は、議長もしくは議長代理人が決定する。
3. 委員会・会議に欠席する委員・代表者もしくは会長（副会長を含む）は、議長もしくは議長代理人または出席委員・出席代表者・出席会長（副会長を含む）のいずれか1名に議決権の行使を委任することが出来る。
尚、議長もしくは議長代理人を除き出席委員・出席代表者・出席会長（副会長を含む）は欠席委員・欠席代表者・欠席会長（副会長を含む）2名以上の委任を受けることは出来ない。

第16条 運営部会

運営部会は部会長が召集し、部会長または部会長指名の代理人が議長となる。

第17条 運営部会の議決

1. 運営部会は全運営委員数の過半数の出席により成立し、出席部会員の過半数で決する。ただし、委任状は出席数として認められない。
2. 可否同数の場合は、議長もしくは議長代理人が決定する。

第18条 議事録

議事録は議長もしくは議長代理人が署名し、保存する。

第5章 事務局

第19条 事務局

会務を処理するために、事務局を置く。

事務局員は、運営委員の中から部会長が指名し、審査委員会の承認を得る。

第6章 資産および会計

第20条 事業年度

神奈川ジムカーナ部会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第21条 資産の構成等

神奈川ジムカーナ部会の資産は、下記に定めるオーガナイザー負担金、JMR C 関東から支払われる神奈川支部運営費の一部（ジムカーナ部会分）及び、その他の収入による。

1. 神奈川ジムカーナ部会の経費は、上記収入をもってあてる。
2. 神奈川ジムカーナ部会の剰余金は、翌年度に繰り越すものとする。
3. 神奈川ジムカーナシリーズ戦のオーガナイザーは各競技会終了後、別途で定めた規定通りにオーガナイザー負担金を払い込むこと。

第22条 資産の用途

資産は、神奈川ジムカーナ部会運営のため、次の経費に充てられる。

1. 本規約第4条に定める活動に必要な経費。
2. 神奈川ジムカーナ部会運営委員会運営費

- 3．神奈川ジムカーナ部会運営部会運営費
- 4．神奈川ジムカーナ部会事務局経費
- 5．その他、運営委員会で承認された経費。

第23条 資産の管理

神奈川ジムカーナ部会の資産は、部会長が管理し、その方法については運営委員会が指名した会計が担当する。

第24条 監査

部会長は事業年度の終了後、資産について監事の監査を受けなければならない。

第7章 規約の変更

第25条 規約の変更

本規約の変更は、運営委員会における過半数による議決を必要とする。

第8章 細則

第26条 細則

本規約に定めるものの他、神奈川ジムカーナ部会の事業の運営上必要な細則は、運営委員会の議決を得て、部会長が別に定める。

以上

【JMRC 関東神奈川支部ジムカーナ部会細則】

(JMRC に関わる競技会主催に関する規定)

2003年 8月19日制定

2003年 9月 1日施行

2007年10月 1日改定

2008年 1月 1日施行

JMRC 関東神奈川支部ジムカーナ部会（以下神奈川ジムカーナ部会と云う）の運営及び競技会主催に関し、同部会規約に基づき、下記の細則を定める。

第1条 JMRC 神奈川ジムカーナシリーズ（以下JMRCを省略する）戦

1. 神奈川ジムカーナシリーズ戦の年間開催数は最少6戦、最多10戦とする。
2. 神奈川ジムカーナシリーズ戦のオーガナイザーは、その開催競技会のカレンダー登録時及び翌年の1月末日までにJMRC 関東・神奈川支部の加入クラブでなければならない。
また、そのクラブの代表者又は会長（副会長も含む）が神奈川ジムカーナ部会及び神奈川オーガナイザー会議に出席し、その場にてシリーズ戦主催意志表示をし、カレンダー調整を各オーガナイザー会議にて討議し、翌年度の登録締切日までにカレンダー登録を済ませなければならない。
3. 神奈川ジムカーナシリーズ戦のオーガナイザーの主催数は1クラブ1年度に対し2戦までとする。
ただし、神奈川ジムカーナ部会及びオーガナイザー会議で討議し、認めた場合は最多3戦まで主催出来る。
4. 神奈川ジムカーナシリーズ戦の第1戦及び最終戦に関しては、基本的に各オーガナイザーの持ち回りとする。
そのオーガナイザークラブに関しては神奈川ジムカーナ部会及びオーガナイザー会議にて審議され、カレンダー登録前までに決定する。
5. 神奈川ジムカーナシリーズへの参加費に関して、JMRC 関東へ加入しているクラブに所属している参加者に対して優遇する。
ただし、その所属証明として参加申込用紙に所属クラブ印の捺印を必要とする。
その優遇度合いや参加費の金額等の妥当性を年度ごとにオーガナイザー会議で討議し、カレンダー登録前までに決定する。
6. 神奈川ジムカーナシリーズ主催に関わる神奈川ジムカーナ部会へのオーガナイザー負担金は、1戦毎にエントリー1台につき500円とし、各競技会終了後、1ヶ月以内に、全参加台数分の合計金額を神奈川ジムカーナ部会指定預金口座へ振込入金すること。また、振込手数料も各オーガナイザーが負担すること。

第2条 JMRC 神奈川ジムカーナシリーズ競技主催、新規主催クラブに関して

1. 新規主催クラブは、前年8月末日までに文書にて神奈川ジムカーナ部長まで提出すること。
 - 1) カレンダー調整会議時までにJMRC 関東・神奈川支部の加入クラブである事。（JMRC 会費振込済みである事）
 - 2) 神奈川ジムカーナ部会及びオーガナイザー会議に出席が可能なクラブ。
 - 3) 第4条1のa) b) を満たしているクラブ。

- 4) 過去5年以内に3回以上のJAF公認競技会の主催実績があるクラブ。
 - 5) 過去、神奈川ジムカーナシリーズの主催実績があるクラブ。
 - 6) 神奈川ジムカーナ部会及びオーガナイザー会議にて審議され認められたクラブ。
 - 7) オーガナイザークラブからの推薦を得て神奈川ジムカーナ部会及びオーガナイザー会議で認められたクラブ。
 - a) ただし、新規主催クラブの問題等は、全責任を推薦したクラブが負う事。
2. 上記の細則及び規定がクリアであっても最終決定は、神奈川部会およびオーガナイザー会議で審議した上、決定する。

第3条 神奈川ジムカーナフェスティバル

1. 神奈川ジムカーナシリーズ戦の他に、神奈川ジムカーナフェスティバルを1年に1回だけ設ける場合がある。

神奈川ジムカーナフェスティバルに関しては、基本的に各オーガナイザークラブの持ち回りで主催される。そのクラブに関しては、神奈川ジムカーナ部会で討議され、カレンダー登録前までに決定する。

第4条 J M R C 関東ジムカーナシリーズに関して

1. 神奈川ジムカーナ部会の中からJ M R C 関東シリーズへのオーガナイザークラブの選抜条件は下記の通りとし、全てを満たさなければならない。
 - 1) J M R C 関東ジムカーナ部会及び同運営委員会に出席が可能なクラブ。
 - 2) 過去、神奈川ジムカーナシリーズを3年以内に3回以上の主催実績があること。

ただし、下記の条件を満たす場合は、その限りではない。

 - a) 過去5年以内にJ M R C 関東ジムカーナシリーズの主催実績がある場合。
 - b) 過去5年以内にJAF全日本・関東ジムカーナ選手権の主催実績がある場合。
 - 3) 神奈川ジムカーナ部会及びオーガナイザー会議で討議した上、推薦をする。

第5条 付則事項

1. 本細則に疑義が生じた場合、神奈川ジムカーナ部会及びオーガナイザー会議にて審議決定する。

以上